



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎(752)0453 植田 進 ☎(487)9754
伊原 忠 ☎(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第264号
2016年4月18日

発行
日本共産党
八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

市民の声で「就学援助案内」が改善!!

八千代市内の小・中学校の入学式後、お父さん・お母さんたちから喜びの声が上がりました。SNSのツイッターやブログには「事例付きで分かりやすかったね。」「良かったねー」「私はこういう説明を待っていたんだよ。」というメールが飛び交いました。というのは、就学援助制度をわかりやすくしてほしいという長年の願いの一つが実現したからです。

これまで八千代市では「就学援助制度のお知らせ」が学期ごとに全児童・生徒を対象に配布されてきました。「お知らせ」には「援助が受けられる方は、経済的な理由で、就学をさせることが困難な世帯」としか書かれていません。しかし、困難な世帯というけれども自分の家庭がその対象になるのかどうかを判断する客観的な目安が、書かれていませんでした。それがやっと改善されました。(下記のとおり)



■援助が受けられ方の収入制限の目安

人数	家族構成の例	住居状況	平成27年中の合計収入額
3	父(40歳)・母(35歳) 子(8歳)	持家の場合	3,108,185円以下
		賃貸住宅の場合	4,185,585円以下
4	父・母(40歳) 子(11歳)・子(4歳)	持家の場合	3,635,153円以下
		賃貸住宅の場合	4,711,553円以下

日本共産党市議団は改善された内容も含めて、緊急にホームページに具体的に載せるよう当局に要望しました。

また、2010年度から支給項目にPTA会費、クラブ活動費、生徒会費が新たに加わりました。

八千代市は「学用品費の中にPTA会費等にも使用できます」という説明になっています。これでは支給項目を拡大した意味がありません。引き続き、これらの支給の実現のために取り組んでいきます。

日本国憲法の第26条には

①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。

と明記しています。

「義務教育は無償とする」とあるのに親の負担は大変なのがあります。就学援助制度が利用しやすくなることは子どもの教育を受ける権利の拡大につながります。憲法ができて70年たっても26条は実現できていません。憲法を憲法たらしめるのは国民の不断の努力です。就学援助制度の充実、保育所、学童保育所の充実などに協力・共同して取り組んでいきます。